

# 令和5年度芸術鑑賞支援事業実施要領

## (目的)

第1 公立学校共済組合山形支部（以下「共済組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）の芸術に親しむ機会の充実を図ることにより、組合員の心身のリフレッシュ及び福利増進に資することを目的とする。

## (事業内容)

第2 組合員が山形県内の共済組合が指定する美術館等における会員証等を購入する場合、当該会員証等にかかる年会費の一部を、予算の範囲内において助成する。

なお、第5において指定する美術館等(☆)については、一般財団法人山形県教職員互助会（以下「互助会」という。）が発行するリフレッシュ補助券を自己負担額に充てて当該会員証を購入することを妨げない。

## (対象者)

第3 本事業の対象者は、公立学校共済組合山形支部の組合員とする。ただし、任意継続組合員は対象としない。

## (対象施設・契約の締結)

第4 第2で共済組合が指定する施設（以下「施設」という。）は、次に掲げる施設とし、別添契約書により契約を締結するものとする。

山形美術館	天童市美術館	酒田市美術館
土門拳記念館	致道博物館	米沢市上杉博物館
斎藤茂吉記念館	本間美術館	最上川美術館
黒川能の里・王祇会館	藤沢周平記念館	

なお、当該事業による助成は、組合員1名につき2施設までとする。

## (助成対象会員証及び助成額)

第5 助成対象とする会員証は、次に掲げるものとし、助成額は、次に掲げる金額とする。

施設名	対象会員証(有効期間)	年会費	助成額	自己負担額
山形美術館	美術館維持会員 普通会員 (購入から1年間)	5,000円	2,000円	(☆) 3,000円
天童市美術館	年間観覧券 (購入から1年間)	2,100円	1,100円	1,000円
酒田市美術館	普通年間券 (購入から1年間)	3,300円	1,300円	(☆) 2,000円
土門拳記念館	普通年間入館券 (購入から1年間)	3,000円	1,500円	1,500円
致道博物館	「友の会」普通会員 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)	3,000円	1,500円	1,500円
米沢市 上杉博物館	伝国の杜ファンクラブ (R5. 4. 1～R6. 3. 31)	(R5. 4. 1～ R5. 9. 30) 2,500円	1,000円	(☆) 1,500円
		(R5. 10. 1～ R6. 3. 31) 1,250円	500円	750円
斎藤茂吉記念館	最上川会員 (購入から1年間)	3,000円	1,500円	(☆) 1,500円
本間美術館	普通会員 (購入から1年間)	3,300円	1,600円	(☆) 1,700円

最上川美術館	一般会員 (R5. 4. 1~R6. 3. 31)	2,000 円	1,000 円	(☆) 1,000 円
黒川能の里・ 王祇会館	年間鑑賞券 (R5. 4. 1~R6. 3. 31)	3,000 円	1,500 円	(☆) 1,500 円
藤沢周平記念館	年間入館券 (購入から1年間)	1,000 円	500 円	500 円

(☆) 互助会が発行するリフレッシュ補助券を使用可。

**(申請)**

- 第6 助成を受けようとする組合員は、令和5年度芸術鑑賞支援事業助成申請書(別紙様式1)(以下「助成申請書」という。)を公立学校共済組合山形支部長(以下「支部長」という。)あて申請するものとする。複数申請する場合は施設ごとに申請書を提出するものとする。  
 なお、申請期限は、致道博物館は令和5年9月11日(月)、その他美術館等は令和6年2月12日(月)までとする。

**(決定)**

- 第7 共済組合は、第5の規定により助成申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められるときは助成を決定し、申請した組合員に令和5年度芸術鑑賞支援事業助成決定通知書(別紙様式2)(以下「決定通知書」という。)と会員証購入補助券(別紙様式3)を送付するものとする。  
 なお、会員証購入補助券の有効期限は、致道博物館は令和5年9月30日(土)、その他美術館等は令和6年2月29日(木)までとする。

**(会員証の引き換え)**

- 第8 施設は、組合員から有効期限内の会員証購入補助券を受領及び自己負担額を徴収し、会員証を発行するものとする。  
 なお、組合員は補助券を使用しなかった場合は、所属所を通じて共済組合に返還するものとする。

**(請求、支払い)**

- 第9 施設は、毎月、翌月10日まで減額した金額を請求書(別紙様式4)により支部長あて請求(会員証購入補助券を添付)するものとする。支部長は、請求書を審査し、適正と認めた場合は請求金額を施設に支払うものとする。

**附 則**

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和5年8月1日から施行する。